**平成２９年（フ）第８２号**
岡山県倉敷市中畝５丁目６番12号302号
債務者　髙橋　宏治
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第８３号**
岡山県倉敷市中畝５丁目６番12号302号
債務者　髙橋　浩恵
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第１８１号**
静岡県袋井市下山梨１丁目10番地の１グリーンベルＢ棟102号室、前住所静岡県袋井市天神町３丁目12番地の３
債務者　門田　　純
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第１９３号**
静岡県袋井市大野3677番地の１
債務者　永田　和恵
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第２６６３号**
大阪市住之江区東加賀屋４丁目２番１号　サクセスコート東加賀屋　203
債務者　黒河　清彦
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８０７号**
大阪府高槻市辻子１丁目10番12号
債務者　山ノ内夏美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１０２号**
愛知県豊川市千両町下西の谷２番地　県営千両住宅７棟304号
債務者　藤本ハジメこと　フジモト　セルジオハジメ
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月４日午後３時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２９年（フ）第２２８号**
岡山県倉敷市児島田の口５丁目８番29号
債務者　児玉　仁志
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２３８号**
岡山市南区千鳥町17番36号ハピネス篤Ａ102、旧住所福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2479番地１エスティハイツＣ棟203号
債務者　梅林　　聡
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１５号**
大分県国東市安岐町下原541番地146
債務者　永松　祐樹
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２９年（フ）第１８号**
沖縄県石垣市字大浜377番地４　サウスサイド305号
債務者　今釜　千夏（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２９年（フ）第４７９号**
東京都町田市金森東４丁目31番16号
債務者　川本　美加
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第５１号**
長崎県佐世保市江迎町田ノ元1272番地27、前住所長崎県佐世保市踊石町206番地17
債務者　西本　愛佳
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２９年（フ）第６１号**
長崎県佐世保市日宇町320番地１　ファーストインキャニオンハウスⅠ－302号、前住所長崎県西海市大島町1065番地１　Ｄ３－306
債務者　宮本　将史
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２９年（フ）第９５号**
愛知県豊橋市向山町字三ノ輪５番地（202）
債務者　花井　友子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部